

様式 2

随意契約結果表(委託等契約)

所属名	自然共生推進課
契約締結年月日	令和 8 年 4 月 1 日
契約者名	一般社団法人山梨県猟友会
契約名	わな捕獲強化促進事業業務委託
契約金額（税込み）	1 6, 3 7 6, 8 0 0 円
随意契約理由	1 本事業は、わな猟による捕獲の担い手の確保・育成を目的として、新規わな猟免許取得者（取得から概ね3年以内）を対象に、捕獲から埋設処理までを実践的に指導する研修型の捕獲事業である。 近年、狩猟者は減少及び高齢化が進行しており、特に実際に捕獲活動を行う人材の確保が課題となっている。また、新規にわな猟免許を取得した者についても、単独での捕獲活動には安全面及び技術面において不安があることから、熟練者の指導の下で組織的に技術習得を図る必要がある。 本事業は、こうした課題に対応するため、わな猟に熟練した指導者を中心とした捕獲チームを編成し、新規免許取得者を参加させ、現地での実践を通じて安全管理及び捕獲技術の習得を図るものであり、単なる捕獲業務とは異なり、指導体制の構築及び組織的運営が不可欠である。 2 一般社団法人山梨県猟友会は、県内全域に約 1,900 人の会員を有し、地域ごとに支部組織を有する県内唯一の狩猟団体である。また、多数のわな猟に熟練した会員を擁するとともに、新規狩猟免許取得者の多くが同法人に所属しており、指導者の確保から受講者の募集、チーム編成及び安全管理までを一体的に実施できる体制を有している。 さらに、狩猟に伴う事故等に対する共済制度への加

	入を通じた補償体制を備えており（※）、安全管理の観点からも本事業を適切に実施する上で必要な条件を満たしている。 ※ 県猟友会へ加入すると、大日本猟友会の共済補償（4,000万円まで補償）が受けられる 3 加えて、同法人はこれまでも県及び市町村が実施する管理捕獲事業を受託し、これを誠実に履行しているほか、地域の実情に応じた捕獲活動及び関係者との調整を円滑に実施してきた実績を有する。 以上のとおり、本事業は高度な指導体制、広域的な実施体制及び安全管理体制を必要とし、これらを一体的に確保できる者は他に存在しないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、本事業を唯一委託できる法人である、一般社団法人山梨県猟友会を相手方とする随意契約とする。
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号